

## 京都市店頭回収促進助成金交付要綱

令和6年7月12日制定

令和7年3月27日改正

### (趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、物品小売業者が自ら運営する店舗において実施する、市民を対象とした再生利用可能廃棄物の回収を支援するため、店頭回収促進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定め、本市における家庭系一般廃棄物の減量及び資源循環の一層の促進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

#### (1) 店頭回収

物品小売業者が自ら運営する店舗の敷地内において、市民が排出した再生利用可能廃棄物を回収し、事業者において資源物の再生利用を行うことをいう。

#### (2) 回収容器等

市民が排出した再生利用可能廃棄物を回収する容器又は機器をいう。

### (交付の対象事業)

第3条 助成金の交付対象事業は、物品小売業者が新たに店頭回収を実施する際、店頭で必要となる回収容器等の購入及び設置等とする。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

(1) 回収容器等の購入及び設置等を行った年度を含めて3年度以上継続して店頭回収が実施される見込みがない場合

(2) 店頭回収を実施しようとする店舗において、過去に本助成金の交付を受け、助成金額の合計が第6条第1項第1号に定める限度額に達している場合

(3) 回収品目の増加を伴わない場合

(4) 特定の事業者の製品のみを回収する場合

(5) 店舗で取扱いがない商品に関する再生利用可能廃棄物を回収する場合

(6) 回収した再生利用可能廃棄物の適正な運搬、再生利用のルートが確保されていない場合

(7) 回収した再生利用可能廃棄物がリユース、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルされる見込みがない場合

(8) 自ら古物として販売することを目的として再生利用可能廃棄物を回収する場合

(交付の対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、市内に店舗を有している物品小売業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 租税公課を滞納している者

(2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

(交付対象経費)

第5条 助成金の交付対象経費は、店頭回収の実施に要する費用のうち、次に掲げるものとする。ただし、対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(1) 回収容器等の購入に係る経費

(2) 回収容器等の設置に係る経費

(3) 市民に適正な排出を呼び掛ける表示物及び配布物の作成並びに設置に係る経費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、毎年度の予算の範囲内において、前条に規定する交付対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切捨て)とし、1の店舗で新たに回収する再生利用可能廃棄物1品目につき、限度額を5万円とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に該当する限度額を定める。

(1) 3品目を超える場合 15万円

(2) 過去に本助成金の交付を受けた場合 15万円から当該助成額の合計を差し引いた額

2 複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらに係る交付予定額の合計額がその時点での助成金予算残額を超える場合の助成金の額は、前項の規定にかかわらず、助成金予算残額に交付予定額の比率(各交付予定額をそれらの交付予定額の合計で除した率)を乗じて得た額を超えないものとする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとする事業者は、助成対象事業に着手する前に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 京都市店頭回収促進助成金交付申請書(第1号様式)

(2) 助成対象事業に要する経費の算出根拠を示す書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、先着順に条例第10条第1項に基づく調査を行い、助成金の交付の可否及び交付することとした場合

にあつては交付予定額を決定し、京都市店頭回収促進助成金交付決定通知書（第2号様式）又は京都市店頭回収促進助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請事業者に通知するものとする。

- 2 本市は、交付の決定を行う場合において、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 申請事業者は、第1項の規定による交付決定通知後、速やかに助成対象事業に着手しなければならない。

（標準処理期間）

第9条 市長は第7条に規定する申請を受理してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請多数によりその決定に支障をきたすと判断する場合にはこの限りでない。

（申請事項の変更の申請等）

第10条 第8条の交付決定通知を受けた申請事業者（以下「交付対象者」という。）は、交付予定額が第6条に規定する限度額に満たない場合であっても、交付予定額を増額する変更の申請をすることができない。

- 2 交付対象者は、助成対象事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、速やかに京都市店頭回収促進助成金変更承認申請書（第4号様式）に第7条第2号及び第3号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、これを審査し、適当と認めるときは、これを承認し、京都市店頭回収促進助成金変更承認通知書（第5号様式）により交付対象者に通知する。
- 4 交付対象者は、助成金の交付を申請した年度内に助成対象事業が完了する見込みがないとき又はその他助成対象事業を中止するときは、速やかに京都市店頭回収促進助成金中止承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、これを審査し、適当と認めるときは、これを承認し、京都市店頭回収促進助成金中止承認通知書（第7号様式）により交付対象者に通知する。

（実績報告及び助成金の交付額の決定等）

第11条 条例第18条第1項の規定による実績報告は、助成対象事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は助成金の交付を申請した日が属する年度の末日のいずれか早い期日までに、京都市店頭回収促進助成金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 助成対象事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し等
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による実績報告を受けた日から14日以内に条例第19条の規定による交付額を決定し、京都市店頭回収促進助成金交付額決定通知書（第

9号様式)により交付対象者に通知するものとする。ただし、当該期間内に決定できないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

(助成金の請求等)

第12条 交付対象者は、前条第2項の通知を受けた日から30日以内又は当該通知を受けた翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに、京都市店頭回収促進助成金請求書(第10号様式)を市長に提出し、助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき助成金を交付する。

(再生利用可能廃棄物の回収量の報告等)

第13条 交付対象者は、第11条第1項の報告後、年1回、本市の求めに応じて、回収容器等の購入及び設置等を行った年度を含めて3年間の再生利用可能廃棄物の回収量や処理方法などについて報告しなければならない。

2 交付対象者は、本市のごみ減量・分別に係る啓発物の設置等に協力しなければならない。

(交付の取消し等)

第14条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、交付額を変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 助成金の交付の目的に反して助成金を使用したとき。
- (3) 助成金の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(物品の管理等)

第15条 交付対象者は、助成金の交付を受けて購入した物品を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(補則)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

京都市店頭回収促進助成金交付申請書

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (宛先) 京都市長       | 年 月 日           |
| 申請団体の住所（主たる事務所） | 申請団体の名称及び代表者の氏名 |
|                 | 電話 ー            |

京都市店頭回収促進助成金交付要綱第7条の規定により助成金の交付を申請します。

|               |   |  |  |  |
|---------------|---|--|--|--|
| 設置場所          | 〒 ー<br>京都市 区<br>(店舗名: )   |  |  |  |
| 設置予定時期        | 令和 年 月  |  |  |  |
| 回収開始時期        | 令和 年 月  |  |  |  |
| 回収期間          | <input type="checkbox"/> 継続的に実施予定（設置予定年度を含めて3年度以上実施予定）  |  |  |  |
| 交付対象事業概要      | <input type="checkbox"/> 回収容器等の購入及び設置<br><input type="checkbox"/> 市民に適正な排出を呼び掛ける表示物の作成及び設置  |  |  |  |
| 既存の回収品目       | <input type="checkbox"/> 食品トレー <input type="checkbox"/> 紙パック <input type="checkbox"/> 缶（アルミ、スチール） <input type="checkbox"/> びん<br><input type="checkbox"/> ペットボトル <input type="checkbox"/> 新聞・ダンボール <input type="checkbox"/> 古着類 <input type="checkbox"/> 乾電池<br><input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 実施なし |  |  |  |
| 交付対象回収品目等（予定） | 交付対象回収品目  |  |  |  |
|               | 収集運搬業者  |  |  |  |
|               | 処理業者  |  |  |  |
|               | 再資源化等の方法  | <input type="checkbox"/> リユース<br><input type="checkbox"/> マテリアルリサイクル<br><input type="checkbox"/> ケミカルリサイクル | <input type="checkbox"/> リユース<br><input type="checkbox"/> マテリアルリサイクル<br><input type="checkbox"/> ケミカルリサイクル | <input type="checkbox"/> リユース<br><input type="checkbox"/> マテリアルリサイクル<br><input type="checkbox"/> ケミカルリサイクル |
|               | その他   | <input type="checkbox"/> いずれの回収品目も、店舗で関連商品の取扱いがあり、特定の事業者の製品のみを対象に回収するものではありません。                            |  |  |
| 交付申請額         | 円   |  |  |  |
| 対象経費内訳        | (経費内容)  | ⋮  | (税抜金額)   |  |

※該当する□にはレ点を記入してください。

※交付対象回収品目等（予定）の内容は、回収品目ごとに記載してください。

欄が不足する場合は、不足分を別紙に記載してください。

※設置する回収容器等及び表示物とそれらの設置場所の概要がわかる資料（見積書、カタログ、図面、写真等）を添付してください。

第2号様式（第8条関係）

京都市店頭回収促進助成金交付決定通知書

|                                 |                    |
|---------------------------------|--------------------|
| 年 月 日                           | 京都市指令 第 号          |
| 申請者の名称及び代表者の氏名<br><br>(申請店舗名： ) | 京都市長<br><br>(担当： ) |

年 月 日付で申請のありました京都市店頭回収促進助成金につきましては、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

|           |   |
|-----------|---|
| 交 付 予 定 額 | 円   |
| 交 付 条 件   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 助成金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。</li> <li>2 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。</li> <li>3 上記各号に違反した場合は、助成金を減額し、又は助成金の交付を取り消すことがあります。</li> <li>4 助成対象事業の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。</li> <li>5 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。</li> <li>6 助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受ける必要があります。</li> <li>7 その他市長が必要と認める条件</li> </ol> |

（申請額から減額して交付した場合のみ表示）

|         |   |
|---------|---|
| 減 額 理 由 |   |
| 教 示     | <p>この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。</p> |

以上

第3号様式（第8条関係）

京都市店頭回収促進助成金不交付決定通知書

|                                 |                    |
|---------------------------------|--------------------|
| 年 月 日                           | 京都市指令 第 号          |
| 申請者の名称及び代表者の氏名<br><br>(申請店舗名： ) | 京都市長<br><br>(担当： ) |

年 月 日付で申請のありました京都市店頭回収促進助成金につきましては、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

|             |   |
|-------------|---|
| 交 付 申 請 額   | 円   |
| 不 交 付 の 理 由 |   |
| 教 示         | <p>この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。</p> |

以上

第4号様式（第10条第2項関係）

京都市店頭回収促進助成金変更承認申請書

|                |                            |
|----------------|----------------------------|
| (宛先) 京都市長      | 年 月 日                      |
| 申請者の住所（主たる事務所） | 申請者の名称及び代表者の氏名<br><br>電話 ー |

年 月 日付け京都市指令 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた京都市店頭回収促進助成金の変更について、京都市店頭回収促進助成金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり、承認申請を行います。

記

- 1 交付予定額 円
- 2 変更に伴う減額 円
- 3 変更に伴う交付申請額（1－2） 円
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

以上

第5号様式（第10条第3項関係）

京都市店頭回収促進助成金変更承認通知書

| 年 月 日          | 京都市指令 第 号           |
|----------------|---------------------|
| 申請者の名称及び代表者の氏名 | 京都市長<br><br>(担当 : ) |

年 月 日付けで変更承認申請のありました京都市店頭回収促進助成金について、下記のとおり変更承認しましたので通知します。

記

変更後の助成金交付予定額

円

以上

第6号様式（第10条第4項関係）

京都市店頭回収促進助成金中止承認申請書

|                |                            |
|----------------|----------------------------|
| (宛先) 京都市長      | 年 月 日                      |
| 申請者の住所（主たる事務所） | 申請者の名称及び代表者の氏名<br><br>電話 ー |

年 月 日付け京都市指令 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた京都市店頭回収促進助成金の中止について、京都市店頭回収促進助成金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり、承認申請を行います。

記

1 中止の内容

2 中止の理由

以上

第7号様式（第10条第5項関係）

京都市店頭回収促進助成金中止承認通知書

| 年 月 日          | 京都市指令 第 号           |
|----------------|---------------------|
| 申請者の名称及び代表者の氏名 | 京都市長<br><br>(担当 : ) |

年 月 日付けで中止承認申請のありました京都市店頭回収促進助成金について、下記のとおり中止承認しましたので通知します。

記

中止しようとする事業の助成金交付予定額 円

以上

第8号様式（第11条第1項関係）

京都市店頭回収促進助成金実績報告書

|                |                |
|----------------|----------------|
| (宛先) 京都市長      | 年 月 日          |
| 申請者の住所（主たる事務所） | 申請者の名称及び代表者の氏名 |
|                | 電話 ー           |

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により、助成対象事業の実績について報告します。

|                   |  |  |  |  |
|-------------------|--|--|--|--|
| 交付決定通知書の年月日及び番号   | 年 月 日 京都市指令 第 号  |  |  |  |
| 変更承認通知書の年月日及び番号   | 年 月 日 京都市指令 第 号  |  |  |  |
| 完了年月日             | 年 月 日  |  |  |  |
| 事業費総額             | 円  |  |  |  |
| 事業費内訳             | (経費内容) (税抜金額) (備考)   |  |  |  |
| 助成金交付額            | 円  |  |  |  |
| 交付対象事業            | <input type="checkbox"/> 回収容器等の購入及び設置<br><input type="checkbox"/> 市民に適正な排出を呼び掛ける表示物の作成及び設置 |  |  |  |
| 回収品目の処理に係る委託先等    | 回収品目   |  |  |  |
|                   | 収集運搬業者   |  |  |  |
|                   | 処理業者   |  |  |  |
| 回収開始予定年月日         | 年 月 日  |  |  |  |
| 京都市資源物回収マップへの掲載希望 | <input type="checkbox"/> 掲載を希望します。<br><input type="checkbox"/> 掲載を希望しません。                  |  |  |  |

※ 該当する□にはレ点を記入してください。

以下の書類を添付してください。

- ・事業に要した費用を支出したことを証する納品書の写し、請求書の写し、領収書の写し等
- ・事業の実施状況を確認できる写真

なお、提出された写真は本市広報物に掲載する場合があります。また、その他広報活動への協力を要請する場合があります。

京都市店頭回収促進助成金交付額決定通知書

京都市指令 第 号  
令和 年 月 日

様

京都市長



年 月 日付け京都市店頭回収促進助成金に係る実績報告書について内容を審査した結果、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定に基づき、下記のとおり交付額を決定しましたので通知します。

記

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 交付決定通知書の<br>年月日及び文書番号 | 年 月 日 京都市指令 第 号 |
| 申請者の主たる事務所の<br>所在地    |                 |
| 申請者の名称及び<br>代表者氏名     |                 |
| 交 付 額                 | 円               |

以上

第10号様式（第12条関係）

京都市店頭回収促進助成金請求書

|                |                            |
|----------------|----------------------------|
| (宛先) 京都市長      | 年 月 日                      |
| 申請者の住所（主たる事務所） | 申請者の名称及び代表者の氏名<br><br>電話 ー |

京都市店頭回収促進助成金交付要綱第12条第1項の規定により、助成金を請求します。

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 助成金の請求額         | 円               |
| 交付決定通知書の年月日及び番号 | 年 月 日 京都市指令 第 号 |
| 変更承認通知書の年月日及び番号 | 年 月 日 京都市指令 第 号 |

|      |            |     |   |      |
|------|------------|-----|---|------|
| 振込口座 | 金融機関名      | 店舗名 | 預金種目  | 口座番号 |
|      |            |     | <input type="checkbox"/> 普通（総合）<br><input type="checkbox"/> 当座<br><input type="checkbox"/> 貯蓄<br><input type="checkbox"/> その他 |      |
|      | 口座名義（フリガナ） |     |   |      |
|      | 口座名義（漢字等）  |     |   |      |

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。